

**1995年（平成7年）基準**  
**企業向けサービス価格指数の解説**

1999年12月

日本銀行調査統計局

---

1999年12月に行った基準改定の概要については、「企業向けサービス価格指数の基準改定（1995年〈平成7年〉基準への移行）」（日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>に掲載）を参照のこと。

## 1. 目的・機能

企業向けサービス価格指数は、企業間で取引されるサービスの価格に焦点を当てた物価指数であり、企業間で取引される「商品（モノ）」を対象とした卸売物価指数と対をなしている（別紙 1. 「(1) 各物価指数の関係」を参照）。その主な目的は、サービスの需給動向を敏感に反映する取引価格の動向を調査し、マクロ経済分析のための重要な材料の 1 つを提供することにある。また、個々の品目など下位分類の指数については、金額ベースで表示される生産額を実質化し数量ベースにする際のデフレーターとしての機能も有している。

## 2. 指数体系

国内取引と輸入取引を対象とした指数のみを作成している。なお、企業間サービスについては、輸出入を含めた取引全体のうち、国内取引が大半を占めている<sup>1</sup>ため、卸売物価指数（国内卸売物価、輸出物価、輸入物価）のような取引別の独立した指数は作成していない<sup>2</sup>。また、輸出取引については、上記のとおり取引額が小さいうえ、国内でのサービスの需給と直接関連をもたないこと、本邦企業のコスト変動要因とならないこと等もあり、指数の対象外としている<sup>3</sup>。

なお、企業向けサービス価格指数は、消費税を含むベースで作成している。

## 3. 対象範囲

企業向けサービス価格指数は、「企業間で取引される企業向けサービス」を対象範囲としている<sup>4 5 6</sup>。従って、消費者物価指数において採用されている個人を対象とするサービス

---

<sup>1</sup> ここで言う「国内取引」とは、本邦企業同士の取引、「輸入取引」とは、本邦企業と海外企業との取引のうち本邦企業がサービスの需要者となっている取引、「輸出取引」とは、本邦企業がサービスの提供者となっている取引を指す。従って、海外から日本への商品輸入に伴うサービス（外洋貨物輸送等）であっても、サービスの提供者・需要者がともに本邦企業の場合は、国内取引として把握している。

<sup>2</sup> 総務庁『産業連関表』によれば、1995（平成 7）年中におけるサービスの輸出取引額は 87,875 億円、同輸入取引額は 82,155 億円と、同国内取引額（4,810,045 億円）の各々 1.8%、1.7%の規模に止まっている。なお、その内訳としては、外洋輸送、国際航空輸送等が中心となっている。

<sup>3</sup> もっとも、分析上の有用性が高いと思われる一部の輸出サービスについては、参考指数（後述「4. 分類編成」を参照）として別途調査・公表している。

<sup>4</sup> サービスは、商品（モノ）と異なり、提供者（生産者）から需要者に直接供給されるケースが一般的であるため、通常「企業間で取引されるサービス」と「企業向けに提供される（企業が需要する）サービス」は

であっても、企業が同様のサービスを需要している場合（郵便、電話等）は、本指数の対象としている。

しかし、実際には、企業向けに提供され、かつウエイト算定が可能なサービスであっても、継続的に信頼性のある価格を調査することが困難で、かつ既に指数に取り入れられている他のサービスの中で、類似している、あるいは価格動向を近似できる適当なサービスが見当たらないもの<sup>7</sup>（金融帰属利子、商業マージン、教育・研究、医療・保険・社会保障、公務等） 独立した個別のサービスとして捉えることが適当でないもの（自家用旅客自動車輸送等<sup>8</sup>）については、本指数の対象には含めていない（ウエイト算定の対象から除外している）。

ウエイト算定が可能なサービス取引額全体のうち、実際のウエイト計算では除外しているサービスの比率は概ね4割程度である<sup>9</sup>。なお、以下では、ウエイト計算に使用している取引額の合計額を便宜的に「ウエイト対象総取引額」と呼ぶ。

1995（平成7）年基準指数における「ウエイト対象総取引額」等（いずれも総務庁『産業連関表』等により計算）は、次のとおりである。

---

一致する。しかし、極めて例外的なケースではあるが、旅客輸送サービス等一部のサービスにおいては、チケットの形でサービスの「利用権」が流通する場合があります。この場合、当該チケットの一部分は、商品と同様に企業間（旅客輸送会社 - 旅行代理店）取引を通じて最終的に個人にも販売されている。もっとも、旅行代理店等が提供しているサービスは、利用権の取次ぎが中心であり、旅客輸送サービス自体は、サービスの提供者（旅客輸送会社）から需要者（個人）に直接提供されているため、こうした種類のサービスについては、個人が需要するチケット部分を除いたうえで、指数に取り入れている。

<sup>5</sup> 一方、商品（特に最終消費財）においては、卸・小売業の仕入・販売活動を通じて、企業間で取引されても、最終的には個人が需要するケースが広く存在するため、卸売物価指数では、企業間における最終消費財（個人向け商品）の取引も対象範囲としている。

<sup>6</sup> 従って、本指数の対象範囲は、ウエイトデータとして使用している『産業連関表』の取引基本表（産出表）のうち、サービスに該当する部門の中間取引額（内生部門計）とほぼ一致している（別紙1.「(2)各物価指数の対象範囲」を参照）。ただし、『産業連関表』で最終需要項目の「国内総固定資本形成」として取り扱われているもの等についても、それが「企業向けに提供されるサービス」である場合（ソフトウェア開発のうち受注ソフトウェア等）は、対象範囲としている（後述「7.(1)ウエイト算定」を参照）。

<sup>7</sup> 適当な類似サービスがある場合には、当該サービスの価格を類似サービスの価格で代用することで、指数に取り入れている。なお、実務上は、非採用品目のウエイトを、類似サービスのウエイトに合算ないし按分付加（インピュート）している（後述「7.(2)非採用品目の扱い」を参照）。

<sup>8</sup> 自家用旅客自動車輸送、自家用貨物自動車輸送といった自家活動部門については、企業「内」取引であり、「企業間で取引されるサービス」の価格にあたらなことから、本指数の対象外としている。

<sup>9</sup> 金融帰属利子と商業マージンは、「ウエイト算定が可能なサービスの取引額」全体の各々11%、19%（1995<平成7>年ベース）を占めているが、品質一定の条件を満たした信頼性のある価格情報を継続的に入手することが困難であるため、本指数の対象外としている。ウエイト算定が可能な企業間サービスの取引額全体に対する、企業向けサービス価格指数のカバレッジ（約6割）が、卸売物価指数（約9割）に比べ低いのは、これによるところが大きい。

ウエイト算定が 可能なサービスの 取引額 (A)	ウエイト 対象総取引額 (B)	ウエイト非対象 総取引額 (C)	B/A	C/A
1,925,011 億円	1,108,077 億円	816,934 億円	57.6%	42.4%

#### 4. 分類編成

##### (1) 基本分類指数

企業向けサービス価格指数の基本分類は、『産業連関表』の枠組みを参考に、「大類別」、「類別」、「小類別」、および「品目」の4段階で構成している。具体的には、大類別（「金融・保険」、「不動産」、「運輸」、「情報サービス」、「通信・放送」、「広告」、「リース・レンタル」、「諸サービス」の8区分）は『産業連関表』の統合大分類を、類別（17区分）は同統合中分類を、「小類別」（39区分）は同基本分類を参考に、必要に応じて組み替えを行っている<sup>10</sup>。

##### (2) 参考指数

企業向けサービス価格指数では、卸売物価指数における需要段階別・用途別指数のような特殊分類は特に設けていないが、分析上の参考として以下のような参考指数を作成・公表している。

###### 基本分類構成項目

調査データ自体では価格とみなせないため、指数本体の基本分類に取り入れる際に一定の加工を行っているもの<sup>11</sup>のうち、原データ自体の系列を指数化したもの（「信託報酬（料率）」、「証券引受（料率）」等）。基本分類における品目指数をさらに細かく分類したもの（「事務所賃貸料（地域別）」、「産業廃棄物処理（廃棄物種類）」）。

###### 基本分類非構成項目

基本分類では対象外としているが、分析上の参考として調査・公表することが有用と判断したもの（「輸出貨物運賃（円ベース）」等）。

<sup>10</sup> 分類編成等の詳細は、別紙2「分類編成および品目・ウエイト一覧表」、同3「C S P Iの分類編成と産業連関表の部門分類の対応関係」を参照。

<sup>11</sup> 「信託報酬」等の品目は、料率方式で値決めされているケースが殆どであるが、料率は、「万円の\_\_%」といった「比率」の概念であり、これ自体を「価格」とみなすことはできない（料率の基準となる価格<万円部分>が変化すると、サービスに対する支払金額も変動する）。このため、企業向けサービス価格指数では、料率形式で調査したデータに、適当な価格指数（インフレーター）を乗じて金額ベースに変換したう

## 5. 指数の基準時およびウエイト算定年次

指数の基準時およびウエイト算定年次はいずれも 1995（平成 7）年である。

## 6. 採用品目

### (1) 採用品目の選定方法

企業向けサービス価格指数では、原則としてウエイト算定年次（1995＜平成 7＞年における「ウエイト対象総取引額」（前記「3.対象範囲」を参照）に対して十分なカバレッジを確保できるよう、次の方法に従って採用品目を選定している。

『産業連関表』の基本分類で、基準年における企業間取引額（内生部門計）が 5,000 億円（1995＜平成 7＞年基準ではウエイト対象総取引額の 0.5%程度）以上のサービスを小類別として採用する。

そのうえで、各小類別を構成する個別サービスにつき、ウエイトデータが入手可能で、かつ適切な価格データの継続的な収集が可能なものを採用品目として選定する。

上記のとおり、企業向けサービス価格指数では、卸売物価指数と異なって、品目選定のための客観的金額基準を設けていない（国内卸売物価指数の場合、「ウエイト対象総取引額」の 1 万分の 1 以上）が、これは卸売物価指数における通産省『工業統計表』等のような、品目選定に利用可能な統一的な金額統計が存在しない<sup>12</sup>ことによるものである。

### (2) 例外的な取り扱い

ウエイト算定年次における企業間取引額が、小類別の採用基準に満たないサービスであっても、先行き成長が見込まれる場合や分類編成上のバランスから必要なものは、小類別として弾力的に採用し、その下に品目を設定している。

---

えで、指数本体の基本分類に取り入れている。

<sup>12</sup> 『産業連関表』の中間取引額における分類は基本分類（企業向けサービス価格指数の小類別レベルにほぼ該当）までで、より細かい分類は行われていない。

< 例外的取り扱いの具体例 >

印は、ウエイト対象取引額が 5,000 億円以下のもの

大類別	類別	小類別	事由
運輸	陸上貨物輸送	鉄道貨物輸送 道路貨物輸送	「道路貨物輸送」とのバランスを考慮。
	海上貨物輸送	外洋貨物輸送 内航貨物輸送 港湾運送	
	航空貨物輸送	国際航空貨物輸送 国内航空貨物輸送	類別段階で、「陸上貨物輸送」、「海上貨物輸送」とのバランスをとるため、「航空貨物輸送」を設定し、小類別段階において、これを「国際航空貨物輸送」と「国内航空貨物輸送」に区分。

一方、企業間取引額が採用基準額以上のサービスであっても、品質を一定とした継続的な価格調査が極めて困難なサービス、複数の調査先が得られないサービスなどは、採用品目から外す扱い (= 「非採用品目」) としている<sup>13</sup>。

(3) 採用品目数

1995 (平成 7) 年基準指数における採用品目数は、102 である (詳細は、別紙 2. 「分類編成および品目・ウエイト一覧表」を参照)。

7. ウエイト

(1) ウエイト算定

基本分類指数の各品目のウエイトは、以下の手順に従って、「ウエイト対象総取引額」に対する千分比によって算出し、小数点以下第 1 位まで表示している。

原則として、『産業連関表』の取引基本表 (産出表) における、サービスに該当する部門の中間取引額 (内生部門計) を、対応する小類別のウエイト対象取引額とする。

これを、『産業連関表』の部門別品目別国内生産額表や官庁・業界統計 (原則として金額ベース) 等により細分化し、各品目のウエイト対象取引額を算出する<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> 非採用品目のウエイト算定上の扱いは、後述 7.(2) を参照。

<sup>14</sup> 例えば、大類別「リース・レンタル」の品目については、『産業連関表』の部門別品目別国内生産額表と通産省『特定サービス産業実態調査報告書 物品賃貸業編』により算出している。

「非採用品目」(後述「7.(2)非採用品目の扱い」を参照)のウエイト対象取引額を類似の個別品目や小類別、類別、大類別に属する品目全体のウエイト対象取引額に合算ないし按分付加(インピュート)する。

各品目のウエイト対象取引額(上記の調整後)の「ウエイト対象総取引額」に対する千分比を算出する。

なお、『産業連関表』の中間取引額以外でも、企業間取引として、企業向けサービス価格指数に含めるべきと考えられるもの(ソフトウェア開発のうち受注ソフトウェア<sup>15</sup>、貨物輸送サービスのうち資本財を輸送する場合<sup>16</sup>等)については、ウエイト計算の対象に含めている。

## (2) 非採用品目の扱い

「ウエイト対象総取引額」に含まれるサービスの中で、取引額が小さい、継続的な価格調査が困難である、などの理由で品目として採用されなかったサービスを「非採用品目」と呼ぶ。非採用品目のウエイト算定上の取り扱いは以下のとおりである。なお、最終的な小類別、類別、大類別のウエイト対象取引額は、下記の方法により算出した品目のウエイト対象取引額を合計したもので、これをさらに合算したものが「3.対象範囲」でみた「ウエイト対象総取引額」となる。

非採用品目のうち単一の採用品目とサービスの属性、価格動向が類似しているものについては、「同調品目」としてそのウエイト対象取引額を当該採用品目と合算する。

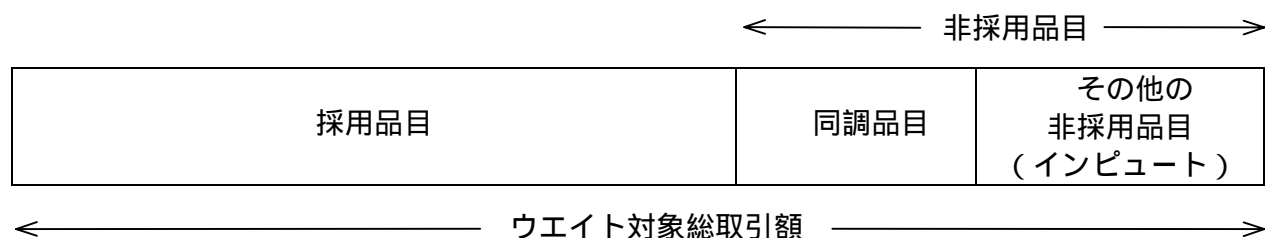
それ以外のものについては「その他の非採用品目」として、サービスの属性、価格動向が比較的近いと思われる小類別、類別、または大類別に属する品目全体のウエイト対象取引額に合算する。その際、追加されるウエイト対象取引額は、当該分類に属する、各採用品目のウエイト対象取引額(上記の調整後)の大きさに比例してインピュートする。

---

<sup>15</sup> 「受注ソフトウェア」は、1995(平成7)年の『産業連関表』より、従来の「中間需要」から最終需要項目である「国内総固定資本形成」へ計上先が変更されたが、「企業向けに提供されるサービス」であることに変わりはないと考えられることから、ウエイト計算の対象に含める扱いとしている。

<sup>16</sup> 『産業連関表』では、貨物輸送サービスのうち資本財の輸送に係る部分を最終需要項目である「国内総固定資本形成」に計上しているが、これも「企業向けに提供されるサービス」にあたると思われるため、ウエイト計算の対象に含める扱いとしている。

(ウエイト対象総取引額の内訳)



(「ウエイト対象総取引額」とその内訳 < 1995 (平成 7) 年基準 > )

ウエイト対象 総取引額 (A)	採用品目の 取引額 (B)	B/A	同調品目 の取引額 (C)	C/A	(B+C)/A	その他の 非採用品目の 取引額 (D)	D/A
1,108,077 億円	969,405 億円	87.5%	769 億円	0.1%	87.6%	137,903 億円	12.4%

上表のとおり企業向けサービス価格指数では、非採用品目の大半を の方法によって処理しているが、そのうちの半分弱は、『産業連関表』上の「その他の対事務所サービス」、「対個人サービス」で非採用品目となった部分が占めている。なお、1990 (平成 2) 年基準指数では、1985 (昭和 60) 年基準指数とのウエイト計算の連続性を保つため<sup>17</sup>、これを「諸サービス」と「リース・レンタル」の双方にインピュートしていたが、「リース・レンタル」とはサービスの属性が異なると考えられるため、1995 (平成 7) 年基準指数では、「諸サービス」のみにインピュートしている<sup>18</sup>。

(3) 調査価格のウエイト

同一採用品目における調査価格 (後述「8. 調査価格」を参照) のウエイトは、原則として均等分割としている。ただし、サービスの性格や提供者などの違いによって価格動向が相違し、かつ官庁・業界統計等 (原則として金額ベース) によって分割比率を算定できる場合は、調査価格にウエイト差を設けている<sup>19</sup>。

<sup>17</sup> 1990 (平成 2) 年基準指数への改定の際に、従来「諸サービス」の中に含まれていた「リース・レンタル」を大類別として独立させる一方、「その他の対事業所サービス」等については、引続き旧「諸サービス」(「諸サービス」+「リース・レンタル」)のベースでインピュートしていたもの。より正確には、1990 (平成 2) 年基準指数では、「諸サービス」のうち「産業廃棄物処理・下水道」と「自動車・機械修理」をインピュートする対象から除いていたが、1995 (平成 7) 年基準指数では、これらを含めた「諸サービス」全体に一括してインピュートしている。

<sup>18</sup> 1995 (平成 7) 年基準指数における「リース・レンタル」の千分比ウエイトは、1990 (平成 2) 年基準に比べ、43.2 ポイント減少(「諸サービス」は 38.0 ポイント増加)しているが、このうち 22.2 ポイントは上記インピュート方法変更の影響である。

<sup>19</sup> 例えば、大類別「通信・放送」の品目については、有価証券報告書、郵政省統計等により調査価格にウエイト差を設けている。



なお、参考指数のうち、基本分類構成項目については、指数本体の基本分類のウェイトを、また、基本分類非構成項目については均等ウェイトを用いている。

#### (4) 調査価格のウェイト変更

企業向けサービス価格指数は、ラスパイレス算式（後述「9.(1) 指数の算式」を参照）を採用しているため、品目以上のウェイトについては基準時に固定しているが、品目内の調査価格のウェイトについては、基準改定以外のタイミングであっても必要に応じて弾力的に変更することとしている。具体的には次のようなケースである。

調査価格の変更等に伴い、品目内の調査価格数が増減した場合。

調査価格として採用しているサービス間のウェイトの変動が基準年次以降著しく、直近時点のウェイトに修正した方が指数精度向上に資すると判断される場合<sup>20</sup>。

## 8. 調査価格

### (1) 価格調査の基本姿勢

各品目の指数を作成するための基礎データとして、毎月書面により調査する価格を「調査価格」と呼ぶ。調査価格の収集に際しては、該当品目の需給を敏感に反映する価格であること、品質、取引条件を一定に保った上で、純粋な価格の変化のみを捉えること、の2点を特に重視している。

### (2) 価格の調査ステージ

サービスは商品（モノ）と異なり、提供者（生産者）から需要者へ直接供給されるケースが一般的である（生産者 1次卸 2次卸 … 最終需要者といった仲介経路が存在しない）ため、原則としてサービスの提供者（生産者）から価格を聴取している。

---

<sup>20</sup> 特に大類別「通信・放送」の品目では、サービス間のウェイト変動が激しいため、必要に応じて見直しを行うこととしている。

### (3) 価格の調査時点

価格の調査時点は、原則として契約成立時としている。もっとも、年間、四半期等の期間契約となっているものの中には、値決め交渉の長期化等から価格の決定が契約期間の開始月より後ずれし、交渉決着後に開始月に遡って新価格が適用される、あるいは、調査先の集計作業の関係上、当該月の指数公表後にしか価格が判明しない、等のケースが存在する。こうした場合には、当該価格が判明した段階で指数に反映する扱いとしており、現在のところ遡及訂正は行っていない<sup>21</sup>。

### (4) 調査価格の定義方法

企業向けサービス価格指数では、品目ごとに代表的なサービスを特定し、取引条件、調査先などを一定とした実際の取引価格（割引やリベート等で値引きが行われている場合はこれを調整した価格）を、調査価格として継続的に収集することを原則としている。なお、こうした標準的な取り扱いが困難な場合には、取引の実態等に即して、以下のような対応を行っている。

代表的サービスの特定が困難なケースにおいて、品質一定の条件が担保できる範囲内で平均価格を調査価格として採用する（自動車修理<sup>22</sup>、労働者派遣サービス<sup>23</sup>等）。

価格調査が料率形式で行われるケースにつき、適当な価格指数（インフレーター）を乗じて金額ベースに変換したものを、調査価格とする（火災保険、証券引受、電子計算機・同関連機器リース等）。

供給されたサービス全体の価格ではなく、人月単価を調査価格として採用する（ソフトウェア開発等）。

実勢価格を反映するため、料金表等による定価部分と割引情報を別々に入手し、これを合算したものを調査価格とする（国内電話、携帯電話等）<sup>24</sup>。

---

<sup>21</sup> なお、この点については、目下、価格形成の実態をより肌理細かく指数に反映すべく、機動的な遡及訂正を行う方向で、その実施方法や体制について検討を行っており、こうした準備が整った段階で実施に移していく方針である（詳細は後述「10.(2)指数の訂正」を参照）。

<sup>22</sup> 整備内容（車検、定期点検）と対象車種を特定の上、部品代を除くことにより、品質を固定している。

<sup>23</sup> 職種（事務用機器操作、ファイリング等）を特定することにより、品質を固定している。

<sup>24</sup> これは、1995（平成7）年基準において新しく採用した方法であるが、これらの中には割引情報がリアルタイムで入手できない場合も存在する。こうしたものについては、料金表等による定価部分と前期の割引情

料金表価格を調査価格として採用する（振込、国内航空旅客等）。

## (5) 価格調査の方法

月中における代表的な取引価格を翌月央に書面で調査している。なお、契約通貨が外貨建のもの<sup>25</sup>については、外貨建価格を調査しており、円ベース指数の作成にあたっては、当該調査価格を、各契約通貨ごとの調査時点における銀行の対顧客電信直物相場（月間平均、輸出・国内<sup>26</sup>取引＝円の買相場、輸入取引＝円の売相場）によって、円価格に換算のうえ指数化している。また、契約通貨ベース指数については、契約通貨建価格（円建契約のものは円建価格）そのものを使用して指数化（品目ウエイトは円ベース指数のものと同一）している。

調査時点において契約がなかった場合や、調査先から回答が得られなかった場合は、当該価格を保合い（もちあい、「騰落なし」の意）として処理している。なお、1995（平成7）年基準指数からは、契約がなく契約通貨ベースの価格（契約通貨ベース指数）を保合いとして処理した場合も、当月の為替相場の動きを一律に反映させる形で、円ベースの価格（円ベース指数）を算出する扱いとしている<sup>27</sup>。

## (6) 調査価格数および調査先数

サービスは、商品（モノ）と異なり、地域性、個別性が強く一物一価が成り立ちにくい。ため、企業向けサービス価格指数では、卸売物価指数に比べ各品目ごとに採用する調査価格数を極力拡大することで、品目全体の価格動向を指数に的確に反映できるよう努めている。企業向けサービス価格指数（1995＜平成7＞年基準）の基本分類の調査価格数（1999＜平成11＞年11月末時点）は、総計2,963、1品目あたりの平均は約30（卸売物価指数では約3）である<sup>28</sup>。

---

報を用いて指数を一旦作成・公表し、当該時期の割引情報が判明した時点で、過去に遡って指数を訂正していくことを検討している（注21および後述「10.(2)指数の訂正」を参照）。

<sup>25</sup> 具体的には、運輸のうち「定期航路」、「不定期航路」、「外洋タンカー」、「国際航空貨物輸送」の4品目および参考指数・基本分類非構成項目の「外洋貨物輸送」にこうした調査価格が含まれている。

<sup>26</sup> 本邦企業間の取引であっても、商慣行上外貨建価格により契約されているサービス（外洋貨物輸送、国際航空貨物輸送）が存在する。

<sup>27</sup> 1990（平成2）年基準指数（1994＜平成6＞年12月以前の指数）までは、ある月に契約がなかった場合、契約通貨ベースの価格（契約通貨ベース指数）だけでなく、為替相場も（従って、円換算価格＜円ベース指数＞も）前月比保合いで処理しており、厳密には、1995（平成7）年基準への改定前後で指数の性質が変化している。

<sup>28</sup> このほか、参考指数分として、35価格を調査している。

品目数 (A)	調査価格数 (B)	B/A	調査先数 <sup>29</sup>
102	2,963	29	508

#### (7) 調査価格の変更（銘柄変更）

調査価格について、当該サービスの代表性が失われた場合、取引条件が変更された場合、調査先を変更する必要性が生じた場合等においては、直ちに調査価格の変更（銘柄変更）を行っている。

調査価格の変更にあたり、新・旧サービスの価格差は、以下のように処理している。その基本的な考え方は、品質の変化に相当する価格差を除いた純粋な価格の変動分のみを指数に反映させることにある。

新・旧サービスの間に品質の相違がなかったり、あっても無視し得る程度に小さい場合は、両サービスの価格をそのまま接続する<sup>30</sup>（直接比較）。

新・旧サービスの価格差がすべて品質の相違に起因する場合は、指数水準に騰落が生じないように接続する（保合い処理）。

新・旧サービスの価格差が品質の相違だけでなく純粋な価格の変動を伴う場合は、後者のみを指数に反映させるよう接続する（値上げまたは値下げ処理）。

ただし、新・旧サービスの品質の比較が困難な場合は、やむを得ず保合い処理の扱いとしている。

サービスは商品に比べ品質や数量（単位）の定義が困難であるため、新・旧サービスの価格差のうち、品質の相違に起因する部分を特定するのは容易ではないが、日本銀行では「コスト評価法<sup>31</sup>」「オーバーラップ法<sup>32</sup>」等、卸売物価指数と同様の手法を用いて可能な

<sup>29</sup> 同一企業であっても部署が異なる場合は、各々を別の調査先としてカウントしている。

<sup>30</sup> このほか、品質に変化がなく、数量のみが異なっているケースも存在するが、その場合は、新・旧サービスの価格を単位あたり価格に換算し直して比較している。

<sup>31</sup> 品質の変更に要したコストを品質差に対応する価格差（「品質変化に見合う価格変化」部分）とみなし、価格差の残り部分を「品質以外の実質的な価格変化」として指数に反映させる方法。

<sup>32</sup> 新・旧両サービスが並行して提供されており、その価格差が安定している場合に、当該価格差を両サービスの品質差（「品質変化に見合う価格変化」部分）とみなす方法。

限り品質調整を行うこととしている<sup>33</sup>。なお、企業向けサービス価格指数においては、現在のところ「ヘドニック法<sup>34</sup>」は利用していない。

## 9. 指数の計算

### (1) 指数の算式

各時点ごとに各種サービスの価格をまず指数化し、その価格指数を基準時に固定した金額ウエイトにより加重算術平均する「基準時金額加重算術平均法 相対法」(ラスパイレス指数)を用いている。

$$\text{ラスパイレス指数算式： } I_{t,0}^L = \frac{\sum p_{t,i} q_{0,i}}{\sum p_{0,i} q_{0,i}} = \sum \frac{p_{t,i}}{p_{0,i}} w_{0,i}$$

$I_{t,0}^L$  : 基準時点を 0 とした比較時点  $t$  におけるラスパイレス指数

$p_{t,i}$  : 比較時点  $t$  におけるサービス  $i$  の価格

$p_{0,i}$  : 基準時点 0 におけるサービス  $i$  の価格

$w_{0,i}$  : 基準時点 0 における全取引金額に対するサービス  $i$  の取引金額シェア

$q_{0,i}$  : 基準時点 0 におけるサービス  $i$  の数量

### (2) 計算方法

具体的な指数計算の方法は次のとおりである(指数は小数点以下第 1 位まで表示)。まず、個別調査価格ごとの価格指数(比較時価格/基準時価格)に各々のウエイトを乗じ、その合計(品目加重指数)を品目ウエイトで除して品目指数を算出している<sup>35</sup>。同様の積上げ計算により、「小類別」、「類別」、「大類別」、「総平均」といった各段階の指数を算出している。

なお、年間および年度間の平均指数は、月間指数の単純平均により算出している。指数の季節調整は行っていない。

<sup>33</sup> 詳細については、日本銀行ホームページにある「卸売物価指数の解説」の付録編の「(付 8) 品質調整の具体例」を参照のこと。

<sup>34</sup> サービス間の価格差の一部は、これらサービスの有する諸特性によって測られる品質差に起因していると考え、その諸特性の変化から「品質変化に見合う価格変化」部分を回帰方程式により客観的、定量的に推定し、残り部分を「品質変化以外の実質的な価格変化」として指数に反映する方法。

<sup>35</sup> なお、1995(平成 7)年基準で新規に採用した品目「PHS」は、サービス自体が開始されたのが 1995(平成 7)年 7 月からである(それ以前の指数が存在しない)のため、1995(平成 7)年 1 月~6 月については「PHS」の属する小類別「移動通信」の指数の動向を代用し、基準年の 12 ヶ月平均指数を 100.0 としている。このため、「PHS」の 1995(平成 7)年 7 月~12 月の指数を平均しても 100.0 にならない。

## 10. 指数の公表

### (1) 公表時期、公表媒体

企業向けサービス価格指数は、事前に「公表日程」において公示した日の午前 8 時 50 分に公表しており、公表と同時に日本銀行ホームページ上で閲覧することができる。なお、公表日程については、毎年 3・6・9・12 月の中～下旬に、それぞれ先行き 6 か月間（各 4～9 月、7～12 月、10～翌年 3 月、翌年 1～6 月）の予定を、日本銀行ホームページに掲載している。一般的な公表日の目処は現在のところ以下のとおりである。

月間指数 ... 翌月 21 日から起算して 3 営業日目

年（年度）平均指数 ... 12 月（3 月）の月間指数公表時

公表計数を掲載している資料としては、『物価指数月報』（毎月央頃に発刊）、『主要経済・金融データ CD-ROM』、『日本銀行 金融・経済データ CD-ROM』（ともに毎年春頃発売）がある。また、主要な系列については、『金融経済統計月報』（毎月末頃に発刊）にも掲載している<sup>36</sup> <sup>37</sup>。なお、指数全般にわたる照会については、日本銀行情報サービス局広報課（Tel：03 - 3279 - 1111 内線 4636~9）が対応している。このうち、問合せの多い質問については、日本銀行ホームページにある「物価指数の F A Q（Frequently Asked Questions）」にもその回答を掲載している。

### (2) 指数の訂正

指数公表後に計数の誤りが判明した場合には、原則として、以下の基準により対応している。

計数の誤りによる影響が、総平均指数に及ぶ場合には、可能な限り速やかに訂正計数を作成（過去の計数に誤りがある場合は遡及して訂正）し、ホームページへの訂正資料掲載、プレスへの訂正資料配布等を通じて公表する。

---

<sup>36</sup> 『日本銀行 金融・経済データ CD-ROM』は、株式会社 ダイアモンド社（Tel:03-5778-7242）、それ以外のものについては、ときわ総合サービス 株式会社（Tel:03-3270-5713）が取り扱っている。

<sup>37</sup> 2000（平成 12）年 3 月頃までには日本銀行ホームページのダウンロードコーナーを拡充し、品目段階までの殆どの公表系列について、電子ベースでのアクセスが可能となる予定である。

上記基準に満たなくとも、個別の品目、小類別、類別、大類別において、計数の誤りにより指数の騰落率が大幅に変化し、利用者の分析に支障をきたすと思われる場合には訂正を行う。

例外的なケースではあるが、上記基準により訂正が必要と判断されるにもかかわらず、システム面あるいは事務処理面の負担が過大であること等から訂正が不可能な場合には、その旨を公表する。

なお、日本銀行では、目下、価格形成の実態をより肌理細かく指数に反映すべく、機動的な遡及訂正を行う方向で、その実施方法や体制について検討を行っており、こうした準備が整った段階では、上記以外の計数の誤りのほか、価格交渉の決着が後ずれした（価格は契約期間の開始月に遡って適用される）ケース、調査先の集計作業の関係上、当該月の指数公表後に価格や割引情報が判明したケース等についても、遡及訂正を行っていく方針である。遡及訂正の開始時期や、頻度等については、詳細が固まり次第、予め公表する予定である。

## 11. 接続指数

長期の時系列を利用するニーズに応えるため、新基準指数ベースで過去に遡及した指数（接続指数）を作成している。1995（平成7）年基準接続指数は、「類別」以上の指数系列について1985（昭和60）年1月まで遡及して作成している。

指数の接続計算は、指数系列ごとに、各基準年の新・旧指数から求めたリンク係数を用いて月次ベースで行っている（年・年度平均指数は、月間指数の単純平均により算出）。1995（平成7）年基準接続指数の算出式を示すと次のとおりである。

（リンク係数）

$$1995 \text{ 年基準接続指数} = 1990 \text{ 年基準指数} \times \frac{1995 \text{ 年基準の} 1995 \text{ 年平均指数} (= 100)}{1990 \text{ 年基準の} 1995 \text{ 年平均指数}}$$

なお、指数の接続にあたっては、過去の基準指数の分類を1995（平成7）年基準の基本分類に組み替えて（採用品目、ウエイトは各基準指数のものを使用）計算している。

以 上

(1) 各物価指数の関係 (理念図)



は、C S P I (企業向けサービス価格指数)  
 は、W P I (卸売物価指数)  
 は、C P I (消費者物価指数)

(2) 各物価指数の対象範囲 (産業連関表をベースに比較)

		中間需要			最終需要						
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	民間消費支出	-----	輸出	輸入			
中間投入	第1次産業	W P Iの対象範囲									
	製造業										
	建設										
	電力等										
	サービス	C S P Iの対象範囲									
付加価値					C P Iの対象範囲						



## 分類編成および品目・ウェイト一覧表

&lt;基本分類指数&gt;

( )内は総平均を1,000.0としたウェイト

大 類 別	類 別	小 類 別	品 目	
金融・保険 (73.3)	金融サービス (49.4)	銀行手数料 (36.6)	振込 (17.1)	
			代金取立 (1.4)	
			口座振替 (2.9)	
			ファームバンキング (2.0)	
			外為関連 (6.6)	
			証券代行事務 (0.6)	
			証券関連手数料 (5.8)	
			信託報酬 (0.2)	
		証券手数料 (12.8)	証券引受 (12.8)	
	保険サービス (23.9)	損害保険料 (23.9)	自動車保険 (任意) (12.5)	
			自動車保険 (自賠責) (3.7)	
			火災保険 (6.6)	
海上・運送保険 (1.1)				
不動産 (96.1)	不動産賃貸 (96.1)	不動産賃貸 (96.1)	事務所 (69.2)	
			店舗 (16.1)	
			ホテル (1.6)	
			駐車場 (9.2)	
運輸 (230.3)	陸上貨物輸送 (85.9)	鉄道貨物輸送 (1.3)	鉄道貨物 (1.3)	
		道路貨物輸送 (84.6)	特別積合せ貨物 (15.6)	
			一般貨物 (69.0)	
		海上貨物輸送 (40.9)	外洋貨物輸送 (18.4)	定期航路 (2.6)
	不定期航路 (10.0)			
	外洋タンカー (5.8)			
	内航貨物輸送 (10.0)		貨物船 (6.3)	
			自動車航送船 (2.8)	
			内航タンカー (0.9)	
		港湾運送 (12.5)	港湾荷役 (12.5)	
	航空貨物輸送 (4.3)	国際航空貨物輸送 (3.4)	国際航空貨物 (3.4)	
		国内航空貨物輸送 (0.9)	国内航空貨物 (0.9)	
	旅客輸送 (55.0)	鉄道旅客輸送 (25.1)	鉄道旅客輸送 (25.1)	鉄道旅客 (25.1)
			道路旅客輸送 (14.7)	バス (5.6)
				ハイヤー (0.4)
			タクシー (8.7)	
		航空旅客輸送 (15.2)	国際航空旅客 (5.2)	
			国内航空旅客 (10.0)	
	倉庫・運輸付帯サービス (44.2)	倉庫 (11.2)	普通倉庫 (9.6)	
			冷蔵倉庫 (1.6)	
こん包 (13.4)				
有料道路 (19.6)			高速自動車国道 (13.8)	
			都市高速道路 (3.6)	
	一般有料道路 (2.2)			
情報サービス (69.0)	情報サービス (69.0)	ソフトウェア開発 (41.2)	ソフトウェア開発 (41.2)	
		情報処理・提供サービス (27.8)	データ処理 (23.3)	
			情報提供 (3.0)	
			市場調査 (1.5)	
通信・放送 (69.2)	通信 (68.1)	郵便 (15.0)	封書 (8.2)	
			はがき (2.4)	
			その他郵便 (4.4)	
		国内・国際電気通信 (41.0)	国内電話 (32.4)	
			国際電話 (1.7)	
			I S D N (1.1)	
			データ伝送 (1.7)	
			国内専用回線 (3.9)	
			国際専用回線 (0.2)	
		移動通信 (7.1)	携帯電話 (5.9)	
			P H S (0.1)	
			ページャー (1.1)	
		アクセスチャージ (5.0)	アクセスチャージ (5.0)	
放送 (1.1)	放送 (1.1)	有線放送 (1.1)		

大 類 別	類 別	小 類 別	品 目		
広告 (64.8)	広告媒体料 (64.8)	放送広告 (18.3)	テレビCM (16.6)		
			ラジオCM (1.7)		
		その他の広告 (46.5)	新聞広告 (17.7)		
			雑誌広告 (7.4)		
			ダイレクトメール (5.2)		
			折込広告 (7.4)		
			交通広告 (5.1)		
			屋外広告 (3.7)		
			電子計算機・同関連機器リース (27.4)		
リース・レンタル (90.4)	リース・レンタル (90.4)	リース (75.2)	通信機器リース (5.0)		
			事務用機器リース (7.3)		
			産業機械リース (10.9)		
			工作機械リース (1.9)		
			輸送用機器リース (6.6)		
			商業用等機械設備リース (11.7)		
			医療機器リース (2.7)		
			土木建設機械リース (1.7)		
			レンタル (15.2)	電子計算機レンタル (3.8)	
				土木建設機械レンタル (9.7)	
		レンタカー (1.0)			
		その他レンタル (0.7)			
		産業廃棄物処理 (19.2)			
		諸サービス (306.9)	産業廃棄物処理・ 下水道 (25.5)	産業廃棄物処理 (19.2)	下水道 (6.3)
				自動車・機械修理 (109.5)	自動車修理 (44.8)
専門サービス (110.0)	法務・会計サービス (23.6)		弁護士サービス (4.0)	弁理士サービス (1.5)	
			司法書士サービス (2.0)	公認会計士サービス (4.3)	
			税理士サービス (11.8)	設計監理 (29.2)	
			測量 (21.1)	地質調査 (4.3)	
			土木建築サービス (54.6)	社会保険労務士サービス (9.5)	
	その他の専門サービス (31.8)		不動産鑑定評価 (3.2)	行政書士サービス (9.9)	
			土地家屋調査士サービス (9.2)	建物サービス (27.2)	
			清掃 (19.4)	設備管理 (4.4)	
			衛生管理 (3.4)	労働者派遣サービス (11.0)	
			警備 (14.9)	警備 (14.9)	
その他諸サービス (61.9)	洗濯 (8.8)		リネンサプライ (8.8)		

< 参考指数・基本分類構成項目 >

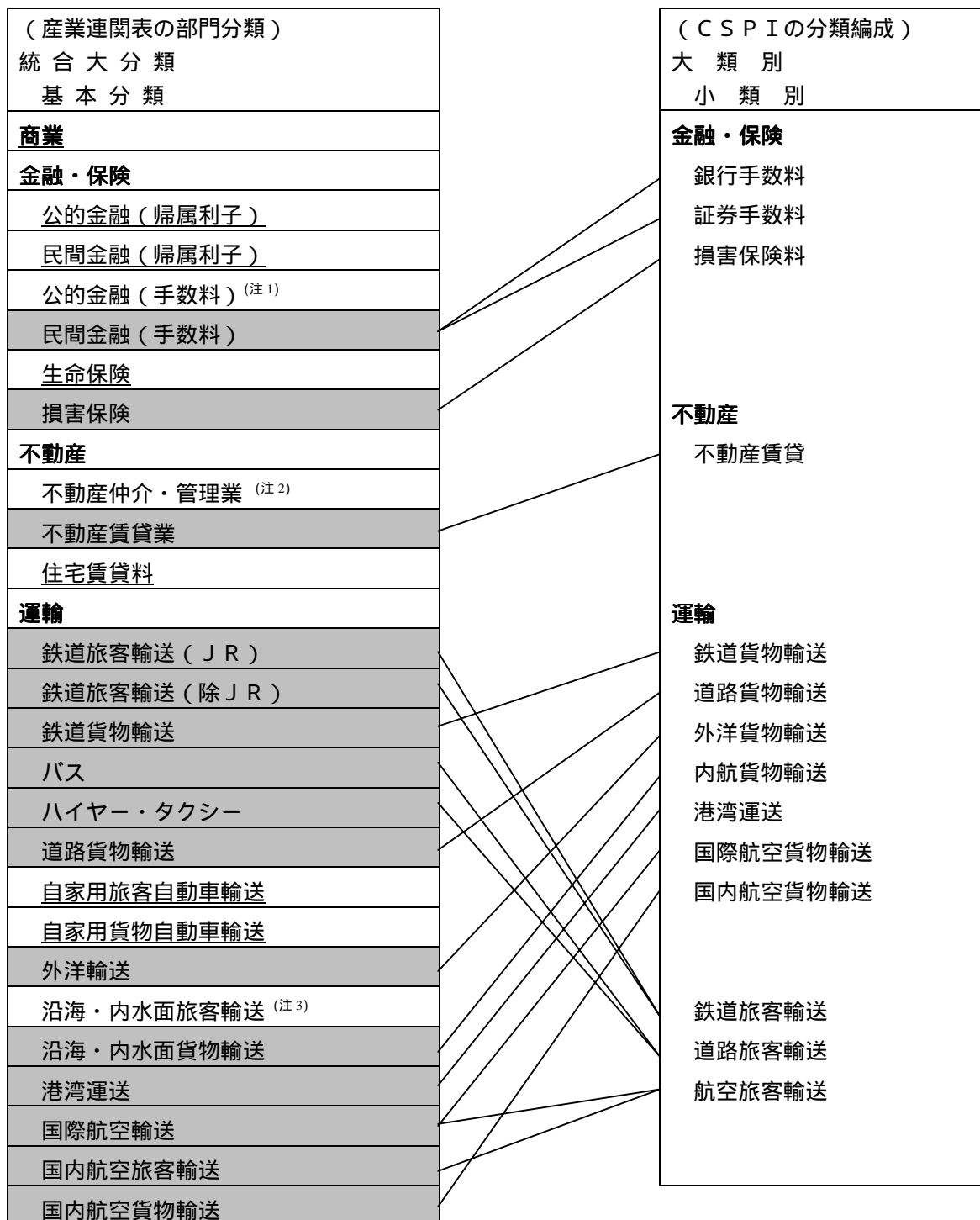
大 類 別	項 目	
金融・保険	銀行手数料	信託報酬（料率）
		証券手数料
	損害保険料	証券引受（料率）
		損害保険料（料率計）
		自動車保険<任意>（料率）
		自動車保険<自賠償>（料率）
		火災保険（料率）
	海上・運送保険（料率）	
	不動産	事務所賃貸料（地域別）
名古屋圏		
大阪圏		
諸サービス	産業廃棄物処理（廃棄物種類別）	建設系廃棄物
		汚泥（除、建設汚泥）
		液状廃棄物
		その他廃棄物

< 参考指数・基本分類非構成項目 >

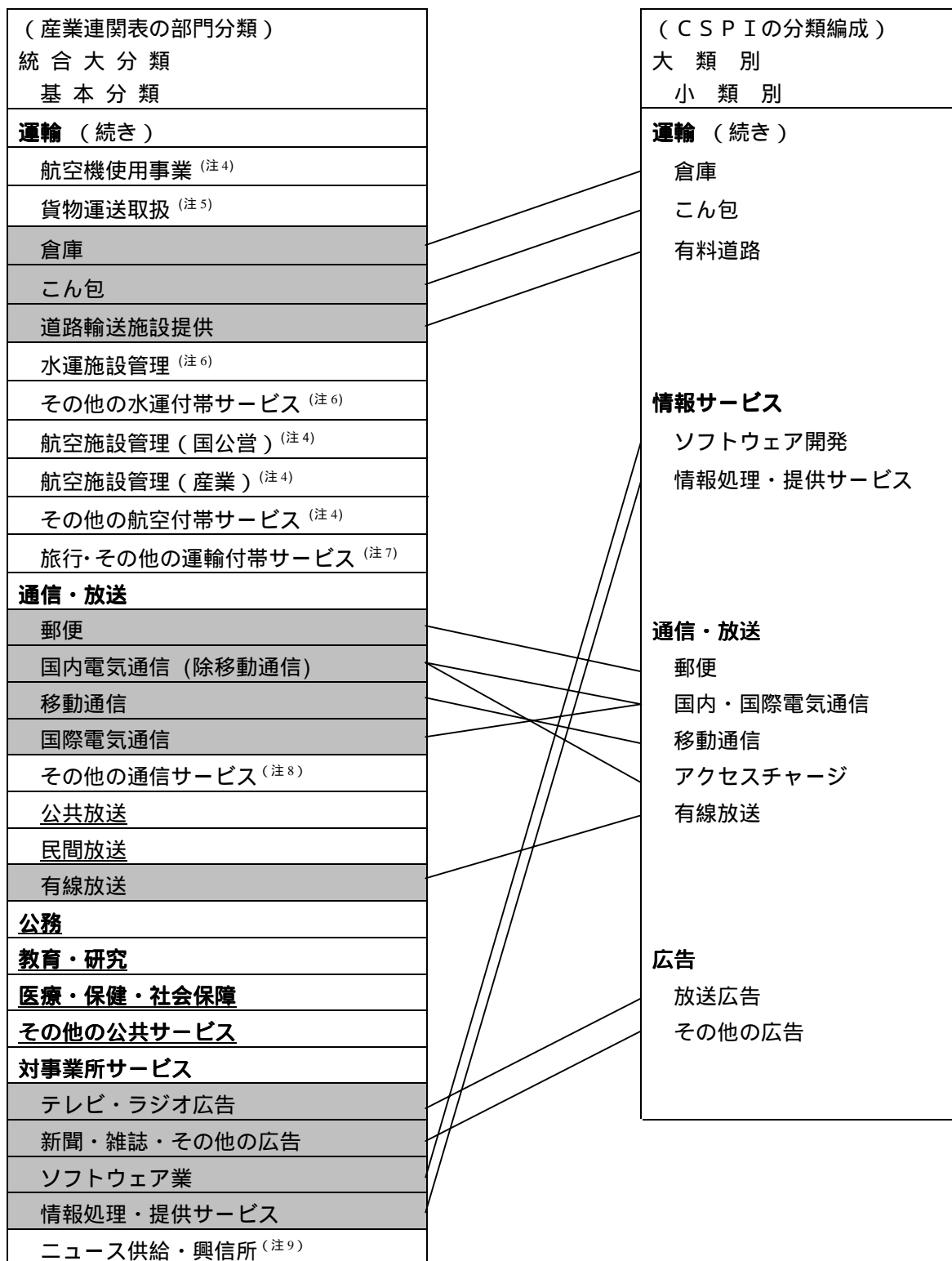
大 類 別	項 目	
運輸	輸出貨物運賃（円ベース）	外洋貨物輸送
		国際航空貨物輸送
	輸出貨物運賃（契約通貨ベース）	外洋貨物輸送

C S P I の分類編成と産業連関表の部門分類の対応関係 (1995<平成7>年基準)

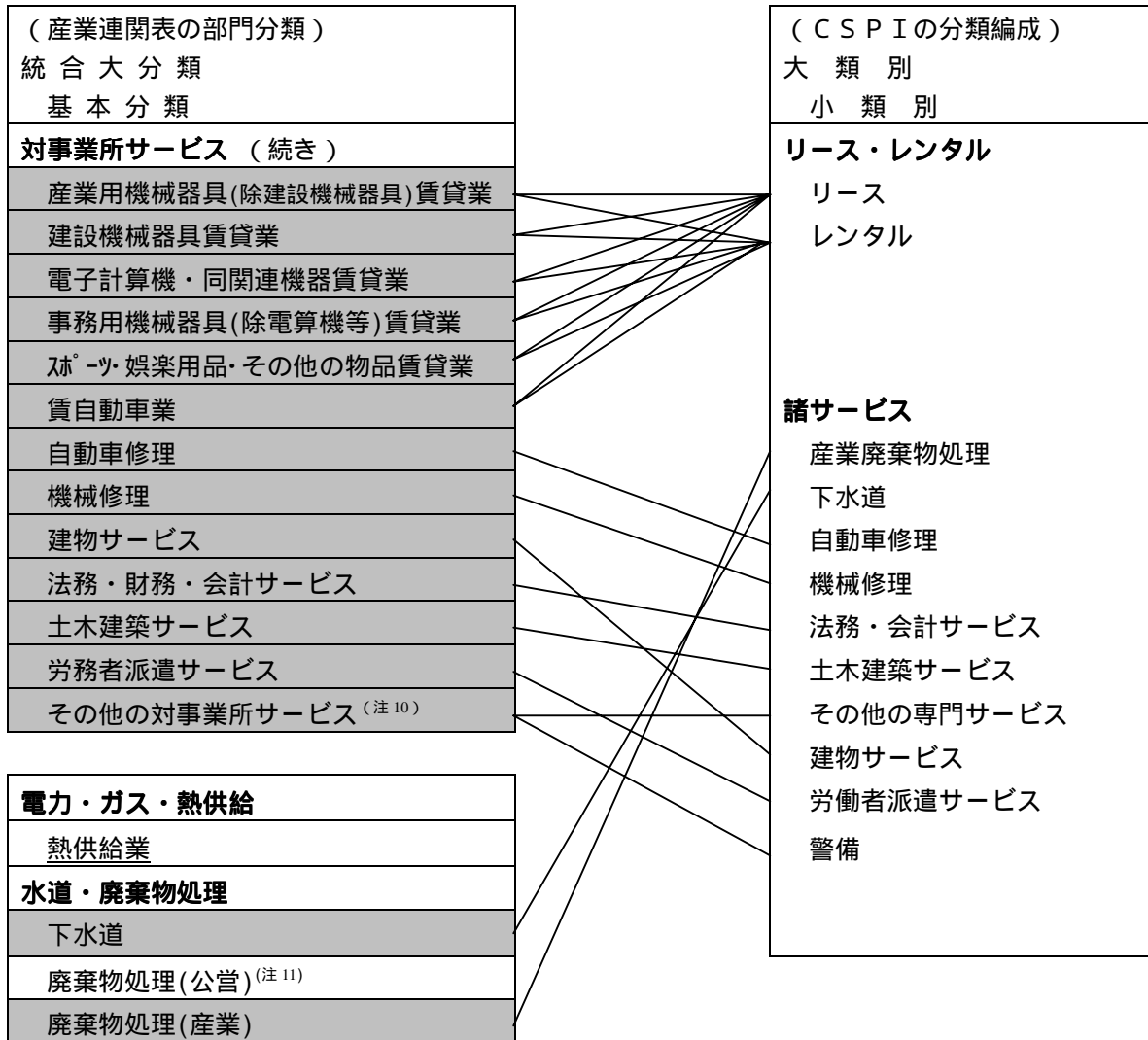
アンダーラインは、C S P I では対象外としている分類  
 (シャドウ)は、C S P I の分類編成に対応する分類



(注) 1. 類別「金融サービス」にインピュート。  
 2. 類別「不動産賃貸」にインピュート。  
 3. 類別「旅客輸送」にインピュート。



- (注) 4. 類別「航空貨物輸送」、小類別「航空旅客輸送」にインピュート。  
 5. 類別「陸上貨物輸送」、同「航空貨物輸送」、小類別「外洋貨物輸送」、同「内航貨物輸送」にインピュート。  
 6. 類別「海上貨物輸送」、類別「旅客輸送」にインピュート。  
 7. 大類別「運輸」にインピュート。  
 8. 類別「通信」にインピュート。  
 9. 類別「情報サービス」にインピュート。



(注) 10. 小類別として採用している「その他の専門サービス」と「警備」を除外したのち、大類別「諸サービス」にインピュート。

11. 品目「産業廃棄物処理」に同調。

(産業連関表の部門分類)
統合大分類
基本分類
<b>対個人サービス</b> (注12)
映画、ビデオ制作・配給業
映画館
劇場・興行場
遊戯場
競輪・競馬等の競走場・競技団
ｽﾎﾟｰﾂ施設提供業・公園・遊園地
興行団
その他の娯楽
一般飲食店(除喫茶店)
喫茶店
遊興飲食店
旅館・その他の宿泊所
洗濯・洗張・染物業
理容業
美容業
浴場業
写真業
冠婚葬祭業
各種修理業(除別掲)
個人教授所
その他の対個人サービス

(C S P Iの分類編成)
大類別
小類別
<b>諸サービス (続き)</b>
洗濯

(注) 12 . 小類別として採用している「洗濯」以外を、大類別「諸サービス」にインピュート。